

林業労働者に対する退職金制度適用にかかわる歴史と現状

小池正雄*・Steffen Haborbosch**

* 信州大学農学部森林科学科

** 岐阜大学大学院連合農学研究科博士課程

1. はじめに

我が国には労働者の社会保障制度の一環として退職金制度が存在している。この退職金制度は、我が国独特の日本型雇用制度の枠組みの基本的な構成要素の一つとして機能してきている。退職金制度は我が国の所謂高度経済成長期において、大企業中心から中小企業に迄適用範囲が広がった。ポスト経済成長期には、我が国の産業で就労する労働者のなかで最外縁部に位置する建設業、清酒製造業、林業で就労する労働者に対してまで適用される枠組みが出来上がった。そして現在のポストバブル期において先人が地道に着実に取り組む中で形成し展開させてきた社会保障制度や退職金制度に関する総点検が行われている。

本稿では我が国の退職金制度の枠組み形成の一貫として林業退職金制度が如何にして成立したのか、また成立した林業退職金制度が現在に至るまでどのようにして展開してきたのかに関して考察を加えて行くこととしよう¹⁾。

2. 林業退職金制度の展開構造

イ. その前史

退職金の起源を遡って考えて見ると封建時代の「のれん分け」に源流が発しているといわれている。我が国における退職金制度は我が国の産業資本が確立し地歩を築いた明治中期から末期にかけて採用され普及し始めた。そして第一次世界大戦後の不況期に労働者側の要求により普及が加速化した。

今日のように一般的な企業の殆ど総てにわたって事業主の全額負担での退職金制度が定着する契機となったのは、制度的には1936年に「退職積立金及び退職手当法」が制定されたことにまで遡る。しかし1940年には後に制定された「厚生年金保険法」の元となった「労働者年金保険法」が制定されたのを契機に「退職積立金及び退職手当法」は廃止されてしまった。退職金の支給はこれ以降は法律によって直接強制されるものではなくなった。

戦前期においては退職金制度は一部の恵まれた労

働諸条件を有する大企業にのみ適用されていたのに過ぎなかったし、当時の我国の資本蓄積期の労働者の労働条件は劣悪であり、そのような労働条件で一定の企業に労働者を雇用しておくための温情的な施しとしての退職金として機能していた。

第二次世界大戦後に我が国において退職金制度が広範に普及するのに至ったのは、ようやく戦後の高度経済成長の開始期に至ってのことであった。退職金制度は家族的なかつ年功序列の日本的企業経営に固有のものであり、諸外国においては存在していない。逆に我が国においては戦前期から戦後初期においては退職一時金制度のみが存在しており、年金制度は公務員の所謂恩給制度以外は存在していなかった。

退職金制度は、太平洋戦争後の3大改革の一つとしての労働の民主化運動の高まりの中で、1948年から1950年に至る期間に、当時の大手企業が、労働協約によって制度化する形で定着するに至った。この退職金制度存在の根拠としては以下の4つの見解が存在している²⁾。

①恩恵説…特に戦前の退職金制度成立期段階においては、労働者が長期間にわたって雇用主の下で就労したことに対する、雇用主からの慰労と感謝にもとづいた恩恵的贈与であるとする見解が支配的であった。

②功勞報償説…戦後に出てきた説であり、退職金は労働者が雇用主の為に又企業の為に長年働いてなした功勞に対する報償であるとするものである。

③賃金後払い説…戦後に労働組合側から出された説である。退職金は労働者が現役で就労していた時に支払われた賃金と労働力の価値との差額であり、不払い賃金を退職時に一時金の形で一括して支払うものであるとする説である。

④生活保障説…我が国の社会保障制度が不完全な段階においては、労働者にとって老後の生活や失業した際の生活の保障のためには退職金制度が必要であるとするものである。

これら退職金に関する四つの説はそれぞれが納得しうるものであり、これらの諸説の意味するところ

が複合する形で我が国独特の退職金制度が形成され適用されて現在に至っているわけである。

このような理論的裏づけを持った退職金制度は我が国の高度経済成長期への移行とともに企業の経済指標の好転と、また労働組合の要求とが相俟って我が国の中上層の企業において広範に普及した。しかし小零細企業においては、未だに退職金制度を自前で設立運用するにまでは至っていなかった。またこのことが中小企業の人材確保や労働者の福利厚生面で大きなデメリットとして存在していた。そこで中小企業のこのデメリットを払拭するために1959年には中小企業退職金共済法が成立した³⁾。そして実務を行う中小企業退職金事業団が設立された。この制度は中小企業における退職金の積立て制度を法的に再編成する中で確立して、任意加入の共済制度によってそれまで遅れていた中小企業の退職金制度の普及定着化を目指すものであった。

しかし当初の中退共の適用対象者としての被共済者は、通年の常用の労働者に限られており、林業労働者は勿論のこと建設業、清酒製造業等で季節的に就労する季節雇用とか臨時的に就労する労働者に対しては適用の道は閉ざされていた。この不合理を是正する動きが出てきた。先ず建設業界から退職金制度適用への強い要望が出され、その結果1964年には期間雇用者として現場で就労する建設業の労働者に対しても中小企業退職金共済法が適用されることとなった。それに続いて1967年には清酒製造業で季節的に就労していた杜氏等の労働者に対しても中小企業退職金共済法が適用されることとなった。また木材産業に関しては1973年に全木連が中心になり、社団法人木材産業退職金共済会が設立された。このように特定業種で就労する労働者に対する退職金制度適用の道が徐々に成立し始めていたが、林業労働者に対するそれは林業が余りにも特殊な産業であるが故に未だに放置されたままであった。政府は1970年から林業労働者就労促進対策と林業労働力流動化対策を実施し、また1976年からは林業労務改善促進事業を実施し、林業事業体の自主的努力により林業労働者の雇用関係の近代化、就労条件の向上等を図るなど、主として森林組合作業班員に対する失業保険（雇用保険）制度等の適用条件の整備を図ってきたが、このことも就労期間の長期化を促し後の林業退職金制度成立に迂回的に寄与したと言えよう。

ロ. 林業退職金共済制度の成立

林業が余りにも特殊な産業であるがゆえに、林業労働者に対する退職金制度を考えると、既存の制

度を其の促適用することは不可能であった。中小企業退職金共済制度は、原則として中小企業の常用の労働者を適用対象としており、個別企業への労働者の定着性を高め労働力の確保を図るためのものであった。この制度を林業において適用するに至る迄には、制度が成立してから実に20年以上の年月が必要であった。当時の林業においては長期間継続して事業を行う事業体は多くはなく、従って雇用も臨時的断続的になされることが多かった。しかし類似の職種である建設業や清酒製造業においては前述の如く既に1973年までには退職金の給付が個別の企業を退職するときにはではなく業界の仕事のリタイアする時に行われる退職金制度の枠組みが成立していた。

1972年の林政審議会答申「国有林野事業の改善について」の中で、国有林民有林を通ずる問題として、優秀な林業労働力の確保等の林業労働力に関する施策と森林組合労務班その他の林業の担い手の育成強化のための施策の拡充強化が必要であることの指摘がなされた。これに基づいて林政審議会は施策部会の中に林業労働全般にわたる施策を検討するための林業労働小委員会を設置し28回の審議と3回の現地調査をおこなった。

1975年7月には林政審議会施策部会から「林業労働対策について」が提出された。その構成は林業労働の現状と問題点、林業労働対策よりなっていた。この報告の中で今後活用してゆくべき林業労働力として専業労働力を基幹としつつ一定の条件を満たした兼業労働力も活用してゆくという専業化を主体とした路線が明確に打ち出された。「…労働力の長期的展望及び他産業との均衡を図りうる雇用・労働条件の整備という観点から、基幹的労働力については専業化を図ることを基本方向とすべきである。…一方、すでに述べたように、林業における作業の季節性、事業の断続性のほか、農山村の就業構造の実態等からして、将来とも必要とする林業労働力のすべてについて基幹的な専業労働力を予定することは現実的でなく、必要とする基幹的な専業労働力の確保が図られた段階においても、農業等地域の他業種との適切な協調が図られている兼業労働力は、それ自体安定的な存在であるばかりでなく、将来とも作業の季節的制約をさげられない林業にとっても、また地域社会にとっても重要な存在である。したがって、将来はこのような兼業労働力については、従来の農山村の余剰労働力に根をもつ兼業労働力とは性格を異にするという観点から位置づけつつ、適切な対策を講ずる必要がある。」との認識であった。

この路線を推し進めてゆくための重点的施策として、労働条件の改善等、社会保障の拡充、労働安全衛生の確保、職業訓練の充実等の4点があげられた。

社会保障の拡充の項においては、「民間林業労働者に対する社会保障制度及び社会保障と関係の深い退職金共済制度の適用は極めて立ち遅れており、今後、林業労働者の福祉を向上させ優秀な林業労働力を確保するため、専門的な労働者を中心に、他産業との均衡を旨として、社会保障等の拡充を積極的に推進する必要がある。

この場合、林業の実体から見ると、民間林業事業体の経営基盤の強化、就労の長期化、雇用関係の明確化等を進め、社会保障制度等の適用の基盤を整備することがまず必要とされる状況にあり、その全面的な適用を一挙に実現することは困難であると考えられるが、事業主及び関係団体の自主的な努力と国及び地方公共団体の指導援助により着実に適用の促進を図ることが必要である。また、それぞれの社会保障制度の目的に応じて、その運用上、林業労働の特殊性に基づく特例措置を必要とするものについては、所要の改善を図る必要がある。」とされた。そして雇用保険制度、労働者災害補償保険制度、健康保険制度及び年金制度と並んで退職金共済制度が取り上げられた。

「退職金共済制度については、適用規模が全国的であること、制度運営に安定性があること、給付が有利であること等から、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度への加入の促進を図ることが最も適切であるので、事業主に対する本制度の普及指導に努めるほか、事業主が共同して事務処理を行う体制の整備を行う必要がある。なお、同法に基づく多数の事業主の間を移動して雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済制度の林業への適用については、そのような林業労働者の就労の実態及び事業主の間を移動して雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済制度の林業への適用については、そのような林業労働者の就労実態及び事業主の実情の把握等を含め、なお慎重な検討を要する。」とされた⁴⁾。

この指摘をうけて林野庁は1976年から林業労働者の社会保険制度等への加入促進等林業労働者の雇用条件の改善を図るための施策として林業労働改善促進事業を開始した。これに呼応する形で福井県、三重県、岡山県の3県においては、県独自の林業退職金制度が制度化された。また中退共加入者に対する掛金補助制度は15道県で実施されていた。

1978年には林野庁は労働省とも調整を行う中で「林業従事者中小企業退職金適用促進対策」を開始し、林業も特定業種退職金共済制度に加入するための枠組み作りを開始した。特定業種の退職金制度として林退共制度が労働大臣から認可を受けるためには少なくとも業界の1/3以上の事業体が加入することが必要条件になっていた。このために各都道府県段階で退職金積立て事業を開始した。この内容は就労一日につき150円を、国及び県が1/2の補助を行う中で積み立てるというものであった。この事業を継続して行う中で1982年1月には必要条件を満たして、加入事業体数2,845、制度適用労働者数47,584人よりなる念願の林退共制度が発足した。設立当初の掛金は一日150円であり、一ヵ月15日就労で12ヵ月分の証紙すなわち180枚で一年となり、2年以上加入者には退職時には退職金が支払われる。当初予定の給付金額は10年で398,970円、15年で724,530円、25年で1,783,925円であった。

本制度の成立により林業労働者に適用可能な社会保障制度の枠組みとしては、土木建設業レベルまで制度の改善が行われたことになる。高度経済成長期に取り組みが始められた林業退職金制度は林業の構造的な不況期においてやっと日の目を見たことになる。

3. 林業退職金共済制度の現状

林退共を含んだ特定業種退職金共済組合の運営は、労働省が所管する「建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合」が行っている。また労働省には大臣の諮問機関である「中小企業退職金共済審議会」が1969年に設置されており、15名以内の委員により、中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議する役割を担っている。

退職金に関する実質的な実務は3業種それぞれに退職金共済事業本部が設置されており、各都道府県段階に支部が存在している。林退共は県森連、県木連、林業労働力確保支援センター等に支部業務を委託している。またこれら3業種ごとに最高意志決定機関としての運営委員会が置かれている。林退共の場合運営委員会を構成するメンバーは、全森連、全木連、全素協、国造協、林経協、同友会、全苗連、全治連等々の林業団体の代表で構成されている。この運営委員会において毎年度の事業計画、予算、決算、退職金、掛金等に関する事項に関して審議され決定されている。

表1 林退共共済契約者数及び被共済者数の推移

年	共済契約者(加入事業体)数	被共済者(加入労働者)数
1982	3,035	51,472人
1986	3,384	56,229
1990	3,560	55,423
1992	3,592	53,636
1994	3,657	53,869
1995	3,690	53,634
1996	3,700	53,321
1997	3,717	52,661

資料出所：『林退共 事業季報』第46号 平成9年

表2 特定業種・中小企業退職金共済制度退職金額表(1996年)

制度 業種	特定業種退職金(特退共)			中小企業退職金 (中退共)
	林業	建設業	清酒製造業	
掛金日額	300円	260円	300円	—
5年	296千円	383千円	307千円	522千円
10	776	1,006	815	1,217
15	1,409	1,872	1,541	2,066
20	2,278	2,959	2,429	3,114
25	3,468	4,413	3,514	4,415
30	4,835	6,360	4,943	6,032

備考 1ヵ月15日 1ヵ月21日 1ヵ月15日
4,500円 5,460円 4,500円 (月額8千円)

註：①中退共制度の退職金は、前業種の平均掛金月額7,988円(6年度)を8,000円とみなした場合の基本退職金額、なお運用利回りが予定利回り(4.5%)を上回った場合、付加退職金が加算される。

②備考欄の日数は、掛金納付日数を年数に換算する場合の1月当たりの就業日数である。

③羽賀正雄：「林業の退職金制度について」『山林』No1334 1996年5月、36頁

林退共への共済契約者(加入事業主)数は、1997年3月時点で3,717事業体、被共済者(加入労働者)数は52,661人となっている。なお三重県には県独自の退職金制度が存在しており林退共には加入しておらず、奈良県は中退共への加入を県独自で支援しており林退共には加入していない。

共済契約者数は1982年の3,035事業体から1997年の3,717事業体へと制度成立時点から現在に至るまで一貫して増大傾向を示しており、本制度の事業体への浸透は目を見張るものがある。しかし被共済者数は制度成立時点から1986年までは連年増加傾向を示し1986年の加入者数は56,229人とピークを示した。それ以降は多少の変動はあるものの被共済者数は微減傾向を示している。これは1990年代に入り林業労働者の高齢化による停年退職等のリタイアのピークを迎えていることや、事業体の多くが労働者を経営内に実質的に包摂することに伴い事業体内の月給制等の若手労働者の一部分が林退共から中退共への

加入へと移行していることによっている。

とは言え林退共の資料によれば、1990年代に入っても毎年相当数の新規加入被共済者が存在しており、林退共設立の目的に合致した形での、退職金制度適用労働者の裾野は広がっている訳である。

それでは表2で林退共の掛け金額と退職時の給付退職金額に関して見てみよう。林退共の掛け金額は設立当初は日額150円であった。その後180円及び230円の時期を経て今日は300円となっている。給付水準は現在の掛け金額で考えた場合に1ヵ月15日月額4,500円で考えた場合には、30年で4,835千円となっている。これを中退金の月額8千円の掛け金水準での30年後の退職金額6,032千円と比べてみた場合にはこの水準は決して高くは無いが、退職金制度適用を労働諸条件の劣悪であった特定業種にまで拡大すべく設立された特定業種退職金制度の一環としての林退共の役割は果たしているものと思われる。がしかし、掛金額の増額等より一層の制度充実が望

表3 年度別林退共退職金支給状況

年度	支給件数(件)	支給金額(千円)	最高支給額(円)	平均支給額(円)
1982	1,312	127,740	250,910	97,362
1983	2,058	229,823	340,030	111,673
1984	2,328	311,902	455,935	133,978
1985	2,457	381,298	563,185	155,188
1986	2,742	492,452	679,730	179,596
1987	2,966	615,102	808,640	207,384
1988	3,073	737,506	852,615	239,995
1989	2,982	819,991	1,038,465	274,980
1990	2,895	913,915	1,217,900	315,687
1991	3,163	1,093,506	1,635,340	345,718
1992	2,742	1,059,420	1,828,220	386,367
1993	2,653	1,144,091	2,096,435	431,244
1994	2,500	1,215,482	2,437,120	486,193
1995	2,802	1,488,574	2,343,395	531,254
1996	2,779	1,716,632	2,577,520	617,715

出所：『林退共事業季報』第46号，平成9年より

まれる⁵⁾。

例えば中退共の場合は掛金月額が最低の5千円にはじまり最高額3万円まで16段階が存在しており、徐々に掛金額を増大して行くことが可能になっている。林退共もこれを参考にしてかつ林退共の適用対象や存立基盤や意義をも勘案しながら掛金の枠組みを考える事も必要になっている。

それではここで林退共の年度別退職金支給状況を見てみよう。表3からも分かるように本制度設立当初の1982年度には、支給件数1,312件で支給総額12,740千円、最高支給額250,910円、平均支給額97,362円であった。その後連年支給状況は拡大傾向を辿り、1990年度には支給件数2,895件、支給総額913,915千円、最高支給額1,217,900円、平均支給額315,687円となるに至り、1997年度には支給件数2,779件、支給金額1,716,632千円、最高支給額2,577,520円、平均支給額617,715円となっている。

設立当初からの退職金支給件数は39,452件に達しており、わが国の農山村部の不安定就業労働者に近い形の存在形態であった林業労働者に対する退職金制度の果たした意義には大きなものがある。また支給額最高額も連年増大傾向を辿って2,577,520円にまで充実してきており、平均支給額も着実に増加してきており60万円を越えるところまで来ている。他の退職金制度に比較すればその金額は少ないとは言え、制度設立に向けての先人の労苦に思いを致すとき、一つの経過点としての現在を十分に評価できるであろう。

林業退職金制度が設立の趣旨に基づいて機能してゆくために不可欠の条件として健全な収支状況とその為の健全な資産運用、それを前提とした国の助成が不可欠である。この状況を表4、林退共の収支状況及び表5 資産運用状況を見てみよう。

表4からもわかるように収入項目は、被共済者の支払う掛金、積立事業・中退共・建退共からの引継金、資産運用収入、国庫補助金より構成されている。支出項目としては、被共済者に支払われる退職金等給付金、業務経理への繰入れや証紙買戻金、生命保険運用に係る付加保険料等よりなるその他の支出より構成されている。林退共の収支状況は、制度成立の1982年度以降1996年度に至るまで一貫してずっと収入が支出を上回って、収支差額がプラスを示してきた。しかし収支差額は制度成立の1982年度から1988年度に至るまで10億円台を維持してきたがそれ以降はその水準を割込み始めかつ連年減少傾向を示して1996年度には5億円台にまで減少してしまっている。その原因としては以下の2点が考えられよう。その一点は被共済者からの掛金収入が総額としては増大しているものの、退職金等給付金の伸びがそれ以上に大きく、1995年度以降遂に逆転が生まれてしまったことが上げられよう。二点目としては表5からもわかるように所謂バブル崩壊後近年の金融証券不況に規定されて低金利状態が続き資産運用利回りが低下傾向を強めており、当初からの予定運用利回り6.25%を下回ってきており資産運用が当初の計画どおりには行うことが不可能になってしまったこと

表4 林退共の収支状況(9年3月)

(単位:千円)

年 月	収 入					支 出			収支差額	期末資産	
	掛 金	引 継 金	運用収入	国庫補助金	計	退職金等給付金	その他の支出	計			
57年度	1,028,891	690,845	226,697	2,931	1,949,366	128,905	4,595	133,500	1,815,866	4,418,618	
58年度	1,060,035	68,979	364,149	5,057	1,498,220	231,663	24,982	256,646	1,241,574	5,660,193	
59年度	1,014,858	12,591	413,214	7,572	1,448,241	318,222	29,002	347,224	1,101,016	6,761,209	
60年度	1,008,304	13,077	566,722	9,715	1,598,025	385,966	40,440	426,407	1,171,618	7,932,828	
61年度	986,935	2,629	595,949	11,009	1,597,447	494,653	37,122	531,776	1,065,670	8,998,499	
62年度	1,094,946	8,435	682,175	4,925	1,790,482	617,222	61,029	678,251	1,112,231	10,110,731	
63年度	1,102,298	3,817	682,563	17,055	1,805,824	739,861	28,969	768,830	1,036,994	11,147,726	
元年度	1,097,787	769	650,838	20,787	1,770,183	849,772	26,431	876,204	893,979	12,041,705	
2年度	1,091,300	1,094	747,414	27,410	1,867,222	919,880	29,964	949,844	917,378	12,959,083	
3年度	1,217,019	16,928	822,481	28,303	2,084,733	1,126,746	34,389	1,161,135	923,597	13,882,680	
4年度	1,318,545	19,326	787,017	31,485	2,156,375	1,163,139	31,172	1,194,311	962,063	14,844,744	
5年度	1,314,762	18,739	831,700	28,210	2,193,412	1,186,958	29,045	1,216,004	977,408	15,822,152	
6年度	1,332,999	13,964	795,276	27,794	2,170,035	1,302,342	17,133	1,319,475	850,559	16,672,712	
7年度	1,547,729	12,494	715,692	42,428	2,318,344	1,559,044	26,981	1,586,025	732,319	17,405,031	
8年度	1,621,089	40,137	581,592	39,012	2,281,831	1,745,562	26,190	1,771,752	510,078	17,915,109	
(4~3月)											
8年	4月	152,439	19,082	115,063	3,314	289,899	133,945	2,351	136,296	153,602	17,558,634
	5月	110,151	5,395	22,814	2,891	141,252	216,881	—	216,881	△75,629	17,484,174
	6月	131,640	△877	17,877	3,667	152,307	177,227	93	177,321	△25,013	17,457,991
	7月	137,445	110	12,821	3,818	154,194	124,749	9,974	134,723	19,471	17,477,462
	8月	115,375	2,491	16,514	3,725	138,106	139,425	—	139,425	△1,318	17,476,144
	9月	138,175	—	144,173	3,544	285,893	124,987	—	124,987	160,906	17,637,050
	10月	129,188	—	23,011	3,119	155,319	155,194	9,289	164,484	△9,164	17,627,885
	11月	132,486	253	21,920	2,043	156,703	131,294	95	131,390	25,312	17,653,197
	12月	132,778	1,472	18,505	2,730	155,485	97,458	—	97,458	58,027	17,711,225
9年	1月	166,053	5,396	11,961	3,291	186,702	114,207	4,142	118,349	68,353	17,779,578
	2月	147,047	3,358	15,802	2,516	168,723	171,642	—	171,642	△2,918	17,776,659
	3月	128,307	3,452	161,128	4,354	297,242	158,547	245	158,792	138,450	17,915,109

注:(1)引継金は積立事業・中退共・建退共からのものである。

(2)退職金等給付金には事業団等引渡金及び差額給付金を含む。

(3)その他の支出は業務経理への繰入れ、証紙買戻金、生命保険運用に係る付加保険料等である。

(4)収入計には59年度4千円、60年度205千円、61年度923千円、2年度3千円雑収入を含む。

(5)林業退職金共済事業本部:『林退共事業季報』第46号、1997、10ページ。

表5 林退共の資産運用状況（9年3月）

（単位：千円）

年 月	金融債		国債	政府保証債	長期性預金	生命保険 資 産	公 社 債 投 資 信 託	現金・預金	期末資産
	利付農林債	利付商工債							
57年度	3,733,200	156,000	—	—	529,000	—	—	418	4,418,618
58年度	4,504,800	249,000	—	—	906,000	—	—	393	5,660,193
59年度	5,258,620	352,000	—	—	1,150,000	—	—	589	6,761,209
60年度	6,102,030	455,000	—	—	1,375,000	—	—	798	7,932,828
61年度	6,857,000	542,000	—	—	1,599,000	—	—	499	8,998,499
62年度	5,594,500	558,000	—	—	1,806,000	2,151,656	—	574	10,110,731
63年度	5,516,000	559,000	—	—	2,019,000	3,053,162	—	563	11,147,726
元年度	5,410,500	536,000	—	—	2,222,000	3,872,337	—	867	12,041,705
2年度	5,220,000	530,000	—	—	2,409,000	4,799,792	—	290	12,959,083
3年度	5,175,000	575,000	—	—	2,587,000	5,545,326	—	354	13,882,680
4年度	5,175,000	575,000	—	—	2,762,000	6,332,378	—	366	14,844,744
5年度	5,231,000	668,000	—	—	2,953,000	6,969,595	—	556	15,822,152
6年度	5,172,000	670,000	—	—	3,153,000	6,922,991	150,000	604,720	16,672,712
7年度	4,545,000	578,500	—	2,123,500	3,334,000	6,748,638	—	75,392	17,405,031
8年 4月	4,363,500	563,000	—	2,421,500	3,334,000	6,748,638	—	127,995	17,558,634
5月	4,345,000	556,000	—	2,421,500	3,334,000	6,748,638	—	79,036	17,484,174
6月	4,316,500	594,000	—	2,421,500	3,334,000	6,748,638	—	43,353	17,457,991
7月	4,302,000	591,000	—	3,219,730	5,034,000	4,248,638	—	62,105	17,477,462
8月	4,332,000	591,000	—	3,219,730	5,034,000	4,248,638	—	30,794	17,476,144
9月	4,247,000	575,000	—	3,219,730	5,034,000	4,248,638	—	312,681	17,637,050
10月	4,247,000	575,000	—	3,319,230	5,214,000	4,248,638	—	24,016	17,627,885
11月	4,082,000	550,000	—	3,518,830	5,214,000	4,248,638	—	39,729	17,653,197
12月	3,965,000	537,000	—	3,518,830	5,214,000	4,248,638	—	227,757	17,711,225
9年 1月	3,875,000	527,000	—	3,717,830	5,214,000	4,248,638	—	197,110	17,779,578
2月	3,687,500	506,000	200,420	3,916,830	5,214,000	4,248,638	—	3,271	17,776,659
3月	3,221,500	455,000	679,556	4,315,830	5,214,000	4,028,509	—	714	17,915,109

注：(1)現金・預金は、定期預金及び普通預金等である。

(2)長期性預金は、資金運用部預託金及び金銭信託である。

(3)林業退職金共済事業本部：『林退共事業季報』第46号、1997、11ページ。

が上げられる。この結果表6、表7からも分かるように、3億円以上の損失金を計上せざるを得ないところにまで至っている。

収支状況を健全にするためには、国家財政が健全で余裕がある場合には国庫補助金の増額で乗り切ることでも可能であり、政府も1995年度までは国庫補助金を連年増大してきたが、行革の叫ばれる現在の状況ではそれにも限界が生じ1996年度には前年の補助金水準を下回らざるを得なくなった。遂には予定利回りを現在の状況に相応しい適正な水準に設定し直し、収益と費用の均衡を維持し林退共財政の健全化を図ることが必要となった。そこで1997年7月1日には「中小企業退職金共済法施行例の一部を改正する政令」（平成9年政令第227号）が交付されるに至った。この改正により、林業の年予定運用利回りは3.7%（建設業及び清酒製造業については年4.5%）として制度を設計して退職金の額を定めることとされた。このことにより実質上の退職給付金の切下げとなるが、種々な検討と労働省による最終的な調整の結果であるともいえる。とはいえこの方

向は結果的に林業退職金共済制度の給付水準の切り下げにつながることになる⁶⁾。

4. おわりに

以上林業における退職金共済制度に関して成立過程及び展開過程に関して考察を加えてきた。

林業労働者の存在形態が特殊であるため、一般の中小企業退職金共済制度の適用は不可能であった。そこで特定業種としての林業退職金共済制度が創設された。そして着実に運用されて現在に至っている。

林業退職金制度の設立に際しての先人の労苦とその後15年間の本制度の普及に向けての地道な努力を考える時、そしてわが国の労働者の中で非常に特殊な位置を占めている不安定就業労働者に近い形の存在形態である林業労働者に対する退職金制度としての林業退職金共済制度は設立後15年にして、創設するに際しての政策目的が如何に貫徹されているのかを検証するのに適した時期に到達しているともいえる。この検証を行なうに際して今日の社会経済情勢はバブル経済期以降の構造的不況が余りにも深化

表6 貸借対照表(給付経理)

平成9年3月31日 現在

第16回事業年度

林業退職金共済事業等勘定

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	177,881,498	流 動 負 債	32,800
現金・預金	106,270,065	預り金	32,800
未収収益	71,611,378		
未収金	55		
固 定 資 産	18,032,844,143	固 定 負 債	18,517,717,914
投資その他の資産	18,032,844,143	共済契約準備金	18,517,717,914
長期性預金	5,214,000,000	支払準備金	82,717,445
投資有価証券	8,671,886,000	責任準備金	18,435,000,469
生命保険資産	4,146,958,143	(負債合計)	18,517,750,714
		欠 損 金	△ 307,025,073
		欠 損 金	△ 307,025,073
		積 立 金	4,912,559
		当期損失金	△ 311,937,632
		(資本合計)	△ 307,025,073
資 産 合 計	18,210,725,641	負 債 ・ 資 本 合 計	18,210,725,641

注：(1)有価証券は、個別法による原価法によっている。

(2)責任準備金は、被共済者の将来の退職金の支払いに備えるため、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の財務及び会計に関する省令(昭和34年労働省令第18号)第23条において準用する同省令第16条の規定により、労働大臣の定めるところ(平成9年3月14日労働省発勞第13号責任準備金積立要領)により積み立てている。

(3)消費税の会計処理は、税込方式によっている。

表7 損益計算書(給付経理)

自 平成8年4月1日
至 平成9年3月31日

第16回事業年度

林業退職金共済事業等勘定

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用	20,293,613,017	経常収益	19,981,675,385
事業費用	1,754,505,158	事業収益	2,297,929,914
退職給付金	1,716,632,695	掛金収入	1,626,180,000
事業団等引渡金	27,409,796	事業団等引継金収入	40,137,275
差額給付金	1,519,844	運用収入	631,612,639
運用費用	4,576,163	国庫補助金収入	38,979,200
雑費用	4,366,660	支払準備金戻入	88,785,035
業務経理へ繰入	21,389,945	責任準備金戻入	17,555,981,236
支払準備金繰入	82,717,445		
責任準備金繰入	18,435,000,469	当期損失金	311,937,632
合計	20,293,613,017	合計	20,293,613,017

注：当期損失金は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第78条第1項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき積立金を減額して整理し、なお不足額は、欠損金として整理するものである。

しすぎた時期であり過ぎるということは事実であるから、その辺をも十分視野に入れた上で考えるべきであろう。財政構造改革路線のもとで社会保障関係経費全般の見直しと削減という方向が強くなってきている。しかしそれはあくまでも国家財政の健全化に向けての財政当局による調整であり、我々が考える林業退職金制度の枠組みの充実に向けての再編成とは異質のものである。長年の年月を費やす中で特定業種である林業における退職金制度の枠組みが試行錯誤の中で構築されてきた。本制度の設立と充実に向けての先人の労苦に思いをはせる時、そしてまた実際に林業の現場で黙々と生産的実践をしている林業労働者の就労の実態及び彼らに対する退職金制度や社会保障制度の適用の実態に思いをはせる時、現在の特定業種退職金共済制度という形の林業退職

金共済制度の存在形態を是認しつつ、制度を充実した方向に拡充するための取組みが不可欠となっている。すなわち現在の段階に相応しい形への林業退職金制度のバージョンアップの方向である。

時代の転換点変革期においては、過去からの諸制度の枠組みを徹底的に総点検することは不可欠なことであろう。しかしその際に我々が肝に銘じておかなければならないことは、何もかも否定しきるといふ愚を犯すべきではないということである。過去から先人が築き上げてきた枠組みの中で何が充実される方向で継承されるべきものであり、何が否定し去られるべきであるのかを、科学的な分析に基づいて見抜く識見が先ず必要となろう。そしてその分析結果に基づいての枠組みの再構築が必要となるであろう。

注釈及び引用文献

- 1) 現在に至るまで林業退職金制度を取り上げた論文は非常に少ない。①野々村豊：「林業労働をめぐる諸問題」筒井迪夫編著『現代林学講義』地球社、1983年、②拙著：「林業労働の研究」労働科学叢書84、労働科学研究所、1988年、④羽賀正雄：「林業の退職金制度について」『山林』No1334 1996年
- 2) これらの見解に関しては、①黒住章：「停年制と退職金」、日本労働協会雑誌、12号、1960、②平田富太郎編：「退職金と年金」労務研究所1956年、③藤林敬三編『退職金と年金制度』、ダイヤモンド社、1956年等々を参照のこと。
- 3) 中小企業退職金共済法に関しては、労働省労政局勤労者福祉部福祉課編著：「改定中小企業退職金共済法解説」、日刊労働通信社、1996年、に詳しい。
- 4) 林業労働研究会編：「林業労働問題を考える（林政審議会施策部会報告「林業労働力対策について」の理解」、日本林業調査会、1976
- 5) 具体的に退職金制度がどのような形で適用されているのかを検証した調査報告書としては、拙著：「林業における退職金制度等実態調査報告書第Ⅰ部」、『林業における退職金制度等実態調査報告書第Ⅱ部』労働省・全国森林組合連合会、1997年、が存在している。第Ⅰ部ではアンケート調査による全国的動向の把握が行われており、第Ⅱ部においては全国5地域の先進的事例が報告されている。
- 6) バブル崩壊後の景気回復を目指した超低金利政策の継続は、結果的に林業退職金共済制度のみならず、我が国において戦後50年にわたり地道に社会保障制度や退職金制度の枠組を構築してきた諸制度の根幹を揺るがす機能を果たしている。また国民の自助努力による万一の際の備えとして位置付けられ機能してきた生命保険制度、損害保険制度に至るまでの制度の枠組みが存亡の危機に直面している。EU諸国においては一定水準の金利水準を維持する中で社会保障制度の維持存続を図っているのに対して、我が国のあり方は一考を要するよう思われる。

History and present situation of the retirement lumpsum grants system application in the forest labour sector

Masao Koike and Steffen Haborbosch
Department of Forest Policy,
Faculty of Agriculture, Shinshu University

Summary

Forest labour is characterized by a high variety of outdoor tasks in the natural environment and thus differs clearly from that of other industries. Consequently, there should be special considerations with respect to the compliance of the retirement lumpsum grants system too.

This paper illuminates the history and present situation of the retirement lumpsum grants system in the forest labour sector.

The research findings show that it is absolutely necessary to improve the retirement lumpsum grants system in the forest labour sector, even the economic frame conditions in the past bubble period are very unfavourable. This is mainly, because the lumpsum grants system has been promoted greatly in other industries in the years before the end of the bubble economy. Thus, there is still today a big difference in height of lumpsum grants between the forest labour sector and other industries.

key word : Forestry ; Forestry labour ; the retirement lumpsum grants system ; Labour policy ; Environment